

皇學館大学と三重県社会福祉協議会との連携に関する協定書

学校法人皇學館 皇學館大学（以下「甲」という。）と社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、相互の連携により、地域福祉の発展に資するために、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互の機能向上を図るとともに、地域福祉の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携、協力するものとする。

- （1）地域福祉推進活動に関すること
- （2）地域福祉を担う人材の育成に関すること
- （3）新たな地域連携のモデル構築に関すること
- （4）その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（連携窓口の開示）

第3条 本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に連携窓口を定め、必要な協議を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲と乙は、本協定書に基づき実施される連携活動により入手した情報について、相手方の事前の承諾なく三者に対して開示・漏洩又は本連携目的以外に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れが無い場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定の条項を運用するにあたり疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙ともに署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

(甲) 伊勢市神田久志本町 1704 番地

学校法人皇學館

皇學館大学

学長

清水 潔



(乙) 津市桜橋2丁目 131 番地

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会

会長

森下 達也

